

**平成 26 年度和歌山県計画に関する  
事後評価**

**令和 2 年 1 月  
和歌山県**

# 1. 事後評価のプロセス

---

## (1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

- ・平成 27 年 7 月 2 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 26 年度実施分)
- ・平成 29 年 4 月 25 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 27 年度実施分)
- ・平成 30 年 3 月 27 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 28 年度実施分)
- ・平成 30 年 11 月 30 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 29 年度実施分)
- ・令和元年 7 月 16 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 30 年度実施分)

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

## (2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・特になし

## 2. 目標の達成状況

平成26年度和歌山県計画に規定する目標を再掲し、平成30年度終了時における目標の達成状況について記載。

### ■和歌山県全体（目標）

#### ① 本県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

在宅の患者を訪問診療する医師など在宅医療従事者の確保や容体急変時の入院対応等を行う体制の整備など、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる在宅医療提供体制の構築を目標とする。

#### ② 計画期間

平成26年度～令和2年度

### □和歌山県全体（達成状況）

【継続中（平成30年度の状況）】

#### <医療分>

##### 1) 目標の達成状況

###### <平成26年度>

- ・ 在宅医療従事者の確保については、理学療法士に対する在宅リハビリの研修、在宅医療に取り組む薬局の薬剤師に対する研修、歯科衛生士の養成段階から在宅歯科治療の技術を修得するための機器を整備するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。
- ・ 在宅医療提供体制の構築については、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を進めることができた。一方、在宅医療調整支援事業やかかりつけ医の育成事業等については、各地域の実情に応じた体制を整備していくことが重要であり、地域の関係者との協議、調整を綿密に行ったものの、窓口設置や推進協議会設置などの目標は達成できなかった。

###### <平成27年度>

- ・ 在宅医療従事者の確保については、昨年度に引き続き理学療法士に対する在宅リハビリの研修、在宅医療に取り組む薬局の薬剤師に対する研修するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。
- ・ 在宅医療提供体制の構築については、在宅医療調整支援事業や在宅医療推進

協議会等については、各地域の実情に応じた体制を整備していくことが重要であり、在宅医療提供体制検討委員会を設置し、地域の関係者との協議、調整を行いつつ、窓口設置や推進協議会設置などを着実に進めることができた。なお、平成27年度の未設置箇所でも平成28年度中に設置が予定され、全県的な在宅医療提供体制の構築に向けた取り組みが前進している。

また、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を進めることができた。

#### <平成28年度>

- ・ 在宅医療従事者の確保については、昨年度に引き続き、在宅医療に取り組む薬局の薬剤師に対する研修するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。
- ・ 全医療圏において、在宅医療サポートセンター設置が完了し、全県的な在宅医療提供体制の構築と強化に向けた取り組みが前進している。

また、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を進めることができた。

- ・ 在宅医療等様々な医療需要に対する適切な医療を提供する体制を支える医療従事者の確保と質の向上については、平成27・28年度基金事業と併せて実施することで、着実な医療従事者の確保及び多様な医療需要に適切なサービスを提供できる質の向上に結びついている。

#### <平成29年度>

- ・ 在宅医療従事者の確保については、昨年度に引き続き、在宅歯科医療に関する機器整備や医療従事者の研修を実施するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。

また、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や、重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備についても推進することができた。

- ・ 上記のほか、医療従事者の確保と質の向上については、平成27～29年度基金事業と一体的に事業を実施することで、着実な医療従事者の確保及び多様な医療需要に適切なサービスを提供できる質の向上に結びついている。

#### <平成30年度>

- ・ 居宅等における医療の提供に関する事業については、平成27、28及び30年度基金事業と併せて実施し、前年度に引き続き、在宅歯科医療に関する機器整備や、重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を推進することができた。
- ・ 医療従事者の確保に関する事業については、産科医や臨床研修医の確保、潜在看護職員の再就業などを通じ、地域における医療提供体制の強化・提供サービスの質の向上に結びついている。

## 2) 見解

- ・ 在宅医療については、全県内での在宅医療サポートセンターの設置が完了し、在宅医療提供に係る体制の構築はできたと考える。その体制においてサービスを提供する医療従事者の確保及び質の向上に係る事業を今後も継続的に実施し、在宅医療提供体制のさらなる強化を図る必要がある。
- ・ 医療従事者の確保については、地域において適切で質の高い医療提供体制を構築し、その強化を図るため、医師や看護職員等の医療従事者の確保はもとより、提供サービスの質の向上等も図ってきたところ。しかしながら、医師の地域偏在や看護職員不足等の問題は解消に至っておらず、今後も継続的に事業を実施し、さらなる医療従事者の確保及び提供サービスの質の向上を図る必要がある。

## 3) 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

## ■区域ごとの目標と計画期間

### ① 本県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域において、和歌山県全体の目標と同じ。

### ② 計画期間

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域において、和歌山県全体の目標と同じ。

## □区域ごとの達成状況

【継続中（平成30年度の状況）】

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域の達成状況は、和歌山県全体と同じ。

### 3. 事業の実施状況（医療分）

平成26年度和歌山県計画に規定した事業について、平成30年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.6】 重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備	【総事業費】 22,656千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県（社会福祉法人和歌山つくし会、社会福祉法人和歌山県福祉事業団（後者は平成30年度まで））	
事業の期間	平成26年12月補正予算成立後～令和3年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>&lt;平成30年度まで&gt;</p> <p>医療的ケア対応可能な訪問看護ステーションの割合は全体の40%未満と低く、在宅の重症心身障害児者等に対し必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できる医療連携体制の整備が必要。</p> <p>&lt;平成31（令和元）年度以降&gt;</p> <p>医療的ケア児等が全国的に増加しているが、地域で在宅医療を受けながら安心して生活するための社会資源や支援者の連携体制が十分ではないため、支援に関係する機関の連携体制構築と支援に携わる者の人材育成が必要。</p>	
	<p>アウトカム指標：</p> <p>&lt;平成30年度まで&gt;</p> <p>平成30年度末までに医療的ケア対応可能な訪問看護ステーションの割合を増加（現状40%弱→50%）</p> <p>&lt;平成31（令和元）年度以降&gt;</p> <p>医療的ケア児等の支援に関係する医療・保健・障害福祉・保育・教育の関係者が一堂に会する協議会等を設置し、連携する体制を、平成31年度中に県内8つの障害福祉圏域全てに構築する。</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>&lt;平成26年度～平成30年度実施&gt;</p> <p>重症心身障害児者等の支援に対してノウハウがある法人に事業を委託し、医療の専門的な知識を有する専任の看護師等が以下の活動を実施。</p> <p>① 在宅で生活する医療的ケアが必要な対象者の具体的な支援方法を関係者で共有・役割分担を行うチームを形成し、支援を実施。</p> <p>② 連携会議や人材育成のための研修会を実施。</p> <p>&lt;平成27年度以降実施&gt;</p> <p>在宅の障害児者が身近な地域でリハビリ・相談を受けられる体制づくりを行っていく。地域での障害児者支援にノウハウを持った法人に事業委託し、以下の活動を実施。</p> <p>① 専門家によるチームが家庭や施設等を訪問。各種リハビ</p>	

	<p>リ・相談支援、関係者への技術指導を実施。</p> <p>② 市町村保健師と連携。早期発見・早期療育に取り組む。 地域の関係者を対象にした研修会の実施。</p> <p>&lt;令和2年度以降実施&gt;</p> <p>医療的ケアが必要な障害児や重症心身障害児者が地域で在宅医療を受けながら安心して生活できるよう、医療、保健、障害福祉、保育、教育の関係機関が連携を図るための体制を整備するとともに、支援に従事する者及び支援をコーディネートする者を養成するために、医療的ケアの基礎知識や支援の総合調整に係る研修を、支援にノウハウがある法人に委託して実施。</p>
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>&lt;平成30年度まで&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導を合計年4,000回以上実施</li> <li>有田・日高圏域で重症心身障害児者等の在宅医療支援に関する検討会を設立</li> </ul> <p>&lt;平成31（令和元）年度以降&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導を合計年4,000回以上実施</li> <li>県及び各圏域に、関係機関が連携を図り、重症心身障害児者等の在宅生活を支援するための協議の場を設置する。</li> <li>医療的ケア児等を支援する者と支援をコーディネートする者を、合計年100人養成する。</li> </ul>
アウトプット指標（達成値）	<p>施設支援一般指導 5,334回/年</p> <p>※有田・日高圏域における検討会は、平成28年度に設立済み</p>
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <p>医療的ケア児に対応可能な訪問看護ステーションの割合 約40%</p> <p>訪問看護事業所数の増加に併せ、医療的ケア児への対応を、既存の小児対応訪問看護事業所に対応したことから、目標達成に至らなかった。</p> <p>今後は支援者養成研修により小児対応訪問看護事業所の拡充に取り組む。</p> <p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>本事業の実施により、委託を受けた社会福祉法人等を中心に重症心身障害児者等支援に係る関係者のネットワークを構築することができ、基幹病院から退院してくる重症児の情報交換、必要な社会資源の共通理解を各圏域内の関係機関と連携できるようになった。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>障害福祉圏域ごとに、地域の核となる社会福祉法人等に事業を委託することにより、コストの低減を図り、効率的に地域性を考慮した医療連携体制をとることができ、また、連絡会や合同研修による知識・スキルの向上が図れた。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.13】 在宅介護者への歯科口腔保健推進	【総事業費】 257千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	歯科医療機関	
事業の期間	平成29年4月1日～平成31年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅療養者の増加や在宅歯科医療のニーズの多様化に対応し、適切な在宅歯科医療が提供できる体制の強化が必要。 アウトカム指標： 1か月間の居宅療養管理指導の実施件数 (歯科医師による、歯科衛生士による) 1,037件(平成26年9月) → 1,060件(平成31年3月) (※年に5件増加)	
事業の内容(当初計画)	在宅療養者への口腔ケアや在宅介護者への歯科口腔保健の知識・技術指導を行うことで、今後増加が見込まれる在宅療養者や多様化する在宅歯科医療のニーズに対応し、適切な在宅歯科医療が提供できる体制を構築する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	口腔ケアや指導に必要な医療機器を整備する歯科診療所等 1か所	
アウトプット指標(達成値)	口腔ケアや指導に必要な医療機器を整備する歯科診療所 3か所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 居宅療養管理指導(歯科医師による、歯科衛生士による) 1,037件(平成26年9月) → 1,001件(平成29年)  <b>(1) 事業の有効性</b> 在宅歯科診療における口腔ケアのための医療機器の購入支援により、指導件数は減少したものの、在宅歯科医療の質の向上を図ることができた。  <b>(2) 事業の効率性</b> 在宅歯科診療をすでに行っている診療所への支援を集中して行うことで、指導件数は減少したものの、在宅歯科医療の質の向上を効率的に図ることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 22】 看護職員の復職支援強化・就業促進	【総事業費】 13,003 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県（和歌山県看護協会）	
事業の期間	平成 26 年 12 月補正予算成立後～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。	
	アウトカム指標： 潜在職員の年間再就業数 20 人	
事業の内容（当初計画）	和歌山市内・紀北地域・紀南地域にナースセンターサテライトを設置 ① e ナースセンターと連動したシステムの構築 ② セカンドキャリア活用した就労相談、復職支援の実施 ③ 病院、看護養成所との連携を深め、届け出登録の周知の徹底を図る	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員の就労状況を把握する。</li> <li>・潜在看護職員の再就労につなげる。</li> <li>・相談件数 各年度 50 件</li> </ul>	
アウトプット指標（達成値）	<p>【平成 26 年度】 ナースセンターサテライトを和歌山市内（11 回）・紀北地域（11 回）・紀南地域（11 回）に設置し、就労相談及び復職支援（計 19 人）を行った。</p> <p>【平成 27 年度】 ナースセンターサテライトを和歌山市内（36 回）・紀北地域（36 回）・紀南地域（33 回）に設置し、就労相談及び復職支援（計 72 人）を行い、うち 26 人が再就業した。</p> <p>【平成 28 年度】 ナースセンターサテライトを和歌山市内（47 回）・紀北地域（43 回）・紀南地域（46 回）に設置し、就労相談及び復職支援（計 101 人）を行い、うち 37 人が再就業した。</p> <p>【平成 29 年度】 ナースセンターサテライトを和歌山市内（23 回）・紀南地域（24 回）に設置し、就労相談及び復職支援（計 66 人）を行い、うち 30 人が再就業した。</p> <p>【平成 30 年度】 ナースセンターサテライトを和歌山市内（24 回）・紀南地域（24 回）に設置し、就労相談及び復職支援（計 40 人）を行い、うち 24 人が再就業した。</p>	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 潜在看護職員の年間再就業数 24 人（平成 30 年度）	

	<p><b>(1) 事業の有効性</b>  看護職員の復職・就業の相談窓口をサテライトで設けることで、復職・就業の支援が強化された。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>  ハローワークと連携することで、県内各地での就業相談をより少ない経費で実施することができた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 39】 医療勤務環境改善推進	【総事業費】 16,441 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県（和歌山県病院協会）	
事業の期間	平成 26 年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関の勤務環境改善を通じ医療従事者の定着を図り、県内において適切な医療サービスを提供するため、医療従事者の確保が必要。 アウトカム指標： 急性期（0.601 人/床、H27 病床機能報告）と回復期（0.559 人/床、H27 病床機能報告）の病床 1 床あたり看護職員数の維持	
事業の内容（当初計画）	医療機関内での勤務環境整備を促進し、医療従事者の定着を図るため、専門家の派遣を行い、個々の医療機関のニーズに応じた支援を実施するための医療勤務環境改善支援センターを運営する。（委託）	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 専門家派遣回数 2 回 ・ 研修会開催回数 1 回	
アウトプット指標（達成値）	【平成 29 年度】 ・ 専門家派遣回数 0 回 ・ 研修会開催回数 1 回 【平成 30 年度】 ・ 専門家派遣回数 3 回 ・ 研修会開催回数 2 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 平成 27 年度における病床 1 床あたり看護職員数の維持 ・ 急性期（H27）0.601 人 に対し（H30）0.610 人 ・ 回復期（H27）0.559 人 に対し（H30）0.627 人 → いずれも平成 27 年度の水準を上回った。  <b>（1）事業の有効性</b> 県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療勤務環境改善に取り組む医療機関からの相談体制を整備することができた。また、様々な機会を捉えて周知に努めており、県内の医療機関でもその必要性について認識を深めつつある。 <b>（2）事業の効率性</b> 労働局が実施する医療労務管理相談コーナーをセンター内に設置し、ほとんどの県内病院が加入する県病院協会に事業を委託することで、勤務環境改善に取り組む医療機関の進捗状況を随時把握し、事業を効率的に実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 40】 看護職員機能強化（Iターン・Uターン促進）	【総事業費】 975 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる看護職員数の確保が必要。 アウトカム指標： 従事者届による看護職員の実人数の増 14,337 人(平成 28 年度) → 15,255 人(令和 2 年度)	
事業の内容（当初計画）	県外の看護学生、看護職員に県内医療機関の求人情報を提供し、県内就業（Iターン・Uターン）の推進を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・求人情報を収集する県内医療機関数 50 施設 ・県外の看護学生等へのダイレクトメール数 250 人	
アウトプット指標（達成値）	・求人情報を収集する県内医療機関数 68 施設 ・県内県外施設送付数 296 か所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 看護職員の実人数 14,705 人（平成 30 年度） ※ 従事者届は 2 年に 1 回（前回は平成 28 年度） <b>（1）事業の有効性</b> 県内医療機関の求人情報を収集し、看護学校等からの情報提供、また近畿府県看護師養成所へ送付することにより、県内就業（Iターン・Uターン）の推進を図ることができた。 <b>（2）事業の効率性</b> 県内の高等学校及び看護師等養成所からの情報提供や近畿府県看護師養成所に送付することにより、事業を効率的に実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 41】 歯科衛生士の復職支援	【総事業費】 3,848 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県歯科医師会	
事業の期間	平成 28 年 7 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や在宅療養者の増加などにより、歯科医療ニーズの多様化や高度化に対応できる歯科衛生士が不足しており、その確保が必要である。 アウトカム指標： 就業歯科衛生士数の増 885 人(平成 26 年) → 989 人(令和 2 年)	
事業の内容（当初計画）	潜在歯科衛生士に対する復職支援及び在宅歯科診療の研修の実施に対する補助を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	目標受講者数 30 名	
アウトプット指標（達成値）	【平成 28 年度】受講者数 16 名 【平成 29 年度】受講者数 31 名 【平成 30 年度】受講者数 29 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 就業歯科衛生士の増 885 人(平成 26 年) → 955 人(平成 28 年) ※直近の就業者数については、平成 30 年度以降調査予定  (1) 事業の有効性 歯科衛生士免許を持ちながら、その業務に就いていない者が、不安なく現場復帰できるように、知識・技能をアップデートできる場を設けた。  (2) 事業の効率性 不足している歯科衛生士を、新規に免許を取得するよりも早期に補充でき、かつ、復職したい歯科衛生士免許保持者のニーズにも応えられた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【N0.42】 医師臨床研修マッチング対策	【総事業費】 10,085千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成28年4月1日～令和2年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>研修医は将来の医療の担い手であることから、県内の臨床研修医を確保するため、魅力ある研修プログラム作りやPRが必要。</p> <p>アウトカム指標： 医師臨床研修医数（採用者数平均値）の維持 90名（H26～H28）⇒93名（H29～R01）</p>	
事業の内容（当初計画）	より多くの臨床研修医を確保するため、医学生に対し県内臨床研修のPRを行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	医師臨床研修マッチング率の向上 86.2% → 90%	
アウトプット指標（達成値）	マッチング率 75.8%（令和元年度）	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 令和元年度医師臨床研修医採用者数 87名</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 魅力ある研修プログラムや臨床研修病院を医学生に直接PRしたことで、県内の臨床研修医を一定数確保することができたが、想定した数を下回ったため、より魅力が伝わる事業内容に改善していく必要がある。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 県内すべての臨床研修病院が集結し、一括してPR事業を行ったことで、説明会開催に係るコストを抑制できた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.44】 産科医師確保対策	【総事業費】 27,970千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成29年4月1日～平成31年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県内産科医師の不足と分娩取扱病院における産科医師の負担増を解消するため、産科医師の確保を図ることが必要。</p> <p>アウトカム指標： 県内の分娩を取り扱う公的病院産科医師数 56人（平成29年度） → 63人（平成30年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>県内公的病院で新たに分娩を取り扱う診療業務に従事しようとする医師（臨床研修終了後の若手医師、県外の産婦人科医師）に対し、返還免除付きの研修資金又は研究資金の貸与や、本県産科医療を県内外にPRする。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>研修・研究資金貸与制度を県内外の医師にPR（WEBサイト作成、ターゲットメール配信等）</p>	
アウトプット指標（達成値）	<p>産科医師確保に係る特設WEBサイト及びターゲットメール配信により、研修・研究資金貸与制度を県内外の医師にPRした。</p> <p>&lt;H29 資金貸与者&gt;  研修資金 1名  研究資金 1名  &lt;H30 資金貸与者&gt;  研修資金 1名</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：  県内公的分娩取扱病院産科医師数の増  59名（平成31年4月）</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b>  研修・研究資金制度及び本県産科医療を県内外にPRしたことにより、若手医師を確保することができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>  WEBやチラシを用いることにより、県内外の研修医及び産婦人科医師に対し、幅広く本県産科医療の取組を周知することができた。また、プロポーザル方式により事業委託先を選定し、専門性の高い民間事業者が実施することにより事務の効率化を図った。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 45】 産科医師当直応援	【総事業費】 13,402 千円
事業の対象となる区域	和歌山	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医大総合周産期母子医療センターの産科医の負担軽減と、高度医療を提供する周産期医療体制の堅持が必要。</p> <p>アウトカム指標： 開業医等による医大への当直応援回数 44 回（平成 28 年度） → 48 回（平成 30 年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	分娩の取扱をやめた開業医等が和歌山県立医科大学附属病院の当直業務に入る際の経費（人件費）を補助	
アウトプット指標（当初の目標値）	医大へ当直応援を行う開業医 4 名	
アウトプット指標（達成値）	【平成 30 年度】 開業医等の医大へ当直応援回数 4 回/月	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 開業医の当直応援回数 44 回（平成 28 年度） → 43 回（平成 30 年度）</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 開業医が医大に当直応援することで、医大産科医の負担軽減につなげることができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 総合周産期母子医療センターに対する当直応援を実施することにより、高度医療を提供する上記センターの診療体制強化を図り、県全体の周産期医療体制を堅持につなげることができた。</p>	
その他		